

●香川県公告第二十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十七年一月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 意見の対象となった届出に係る公告
平成十六年香川県公告第四百三十二号
- 二 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
パルティ・フジ志度西エリア さぬき市志度字花池尻二四四八番ほか
- 三 法第八条第一項の規定によりさぬき市から聴取した意見の概要
周辺環境に配慮した交通安全対策の徹底、道路渋滞の解消に万全を期すこと。
- 四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要
 - 1 意見書を提出した者
さぬき市商工会
 - 2 意見の概要
出店地は国道一一号線のバイパス的役割を持つ県道高松志度線沿いに位置し、周辺は志度グリーンタウン、県営住宅等々の大型集合住宅地域であり、また、志度小学校・中学校・高校等が立地する文教地域であることから、オープン時や休祭日のピーク時等において交通渋滞が発生し、周辺で営業している商業者及び住民の利便が損なわれる場合には、臨時駐車場の確保や誘導員の増員等による対策について配慮されたい。また、周辺地域の生活環境を損なうおそれのある騒音防止に配慮するとともに、廃棄物等の保管、処理に関し適正な措置を講ずるとともに、環境美化に努められたい。
- 五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
 - 1 縦覧場所
香川県商工労働部経営支援課及びさぬき市産業経済部商工観光課
 - 2 縦覧期間
平成十七年一月十四日（金曜日）から同年二月十四日（月曜日）まで